

### 第3回患者体験調査 ご協力をお願い

～ 当院は患者さんの診療体験向上のための全国調査に参加しています ～

令和5年10月3日  
J Aとりで総合医療センター  
病院長 富満弘之

当院は、地域におけるがん医療の充実に全力で取り組んで参りました。

このたび当院は、厚生労働省から委託を受けた国立がん研究センターがん対策研究所医療政策部から依頼され、がん対策推進基本計画の一環として、国のがん対策の効果や進捗を知るためのアンケート調査「患者体験調査」の第3回調査に協力しております。

この調査では令和3年の間の1年間に当院を受診された患者さんの中から125名程度の方々に、アンケート調査票を郵送いたします。がん患者さんの体験を主たる調査内容としていますが、比較のため、がん以外(良性腫瘍等他の病気や検査)で同時期に受診された方へも調査票をお送りする可能性があります。調査票の発送は令和5年12月～令和6年1月の予定です。皆様のところへ調査票が届きましたら是非ご回答のご協力をお願いします。記入した調査票は国立がん研究センター研究事務局へ直接返送ください。集計の結果は、個人を特定できない形で、厚生労働省がん・疾病対策課や都道府県の担当部署に報告し、医療に関する様々な施策に反映されます。

アンケートの回答は自由ですので、回答しないことで不利益が生じることは一切ありません。また、プライバシー保護のため患者の皆さまに送付する際の封筒に当院の病院名は記載しません。アンケート結果として、国立がん研究センター研究事務局から集計内容や病院に対する要望などのコメントについて報告を受けることとしていますが、氏名などの情報が当院に伝えられることはありません。尚、アンケート送付作業のために国立がん研究センターの指定する発送業者に宛名情報を提供しますが、この点に付き患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、「当該研究への情報の利用を拒否する場合の窓口」までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

国のがん対策をより向上させていくためには、適切なアンケートにより、患者さんの体験を正確にお伺いすることがとても重要です。どうぞご理解ご協力をお願い致します。ご不明な点は「調査に関するお問い合わせ窓口」にお問い合わせください。

<がん登録推進法について（厚労省 HP より）>

全ての病院と指定された診療所は各都道府県の登録室へがん患者さんの罹患情報を届出する義務があります。各都道府県で突合・整理された罹患情報は国（国立がん研究センター）の全国がん登録データベースにおいて、再度、突合・整理されます。また、これらの罹患情報は、市町村から人口動態調査として国にあがってきた死亡情報と突合・整理されます。こうして、国内のがん患者さんの情報を国が一元的に管理することで、がんのより正確な罹患率や生存率等が把握できるようになります。また、これらの登録情報をがんに係る調査研究に活用し、その成果は国民に情報提供されます。

この法律の中では、個人情報等の機微な情報も多く含まれるため、情報の保護等についての規定があり、全国がん登録情報等の適切な管理や目的外利用の禁止、秘密漏示等の罰則についても規定されています。

#### 当該研究への情報の利用を拒否する場合の窓口

J Aとりで総合医療センター 記録情報室 菅谷 連絡先：0297-74-5551

#### 調査に関するお問い合わせ窓口

「がん対策進捗管理のための患者体験調査」事務局（国立がん研究センター内）  
〒104-0045 東京都中央区築地5-1-1 TEL:0120-007-372  
研究代表者：国立がん研究センター 東 尚弘